

令和7年度広島市認知症介護実践リーダー研修受講者募集要項

(ホームページ用)

1 研修目的

認知症介護実践者研修（平成16年度までは認知症（痴呆）介護実務者研修基礎課程）で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業者において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 研修対象者

認知症介護実践者研修（平成16年度までは認知症（痴呆）介護実務者研修基礎課程）修了者であり、次の要件を全て満たす者としします。

- (1) 市内の介護保険施設・事業所に従事している介護職員等
- (2) 介護保険施設・事業所等において介護業務におおむね5年以上従事している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されている者であって、認知症介護実践者研修を修了して1年以上経過している者

ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると市長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、研修対象者とする。

- (3) 研修を継続して受講することができる者

※ ホームページ上での研修受講者の募集対象は、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設を除きます。

3 募集人数

若干名

4 研修内容

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）の別紙1の(1)認知症介護実践研修 標準カリキュラム イの実践リーダー研修の必修科目を中心に実施します（講義・演習及び実習の他、4週間の自施設実習等があります。）。

カリキュラムの詳細については、受講決定通知を送付する際に御案内します。

5 研修実施主体

広島市（公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に委託して実施）

6 受講手続き

- (1) 受講申込

次の必要書類を、下記期日までに電子メールにより広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課宛てに送付してください。

【必要書類】

- ① 令和7年度広島市認知症介護実践リーダー研修受講申込書【様式1】
- ② 事業所職員の認知症介護実践研修受講状況【様式2】

※ 原則として1施設1名とします。

【申込期限】

令和7年8月15日（金）

(2) 受講者の決定

提出された必要書類をもとに受講者を決定します。なお、受講希望者が多数の場合は、受講できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 受講者の決定通知

令和7年9月上旬に、各事業所宛てに受講可否について通知します。

7 研修日程及び会場

内 容	日 程	場 所
講義・演習	令和7年10月8日（水） ・ 10月9日（木）	まちづくり市民交流プラザ
	〃 11月5日（水） ～ 11月7日（金）	
自施設実習	(原則4週間)	
まとめ	〃 12月24日（水）	まちづくり市民交流プラザ

※ まちづくり市民交流プラザ（広島市中区袋町6番36号）

8 費用負担額

9,000円

【支払方法】口座振込（振込口座は決定通知で御案内します。）

※ 振込手数料は各事業所にて御負担ください。

9 個人情報の取扱い

必要書類にある研修受講者等に関する個人情報は、広島市及びこの研修を実施する公益社団法人広島市老人福祉施設連盟が厳重に保管し、認知症介護実践研修実施に関するもののみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

10 研修の修了

研修の全てのカリキュラムを修了した者に対し、広島市から修了証書を交付します。

11 修了者の登録

広島市及び公益社団法人老人福祉施設連盟は、研修修了者について、認知症介護実践リーダー研修修了者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等の情報を管理します。

12 注意事項

遅刻及び無断欠席は、研修の実施に支障をきたしますので、やむを得ない場合を除き、修了証書を発行しない場合があります。

また、受講料の返金及び振替受講・再受講の対応は致しませんので、あらかじめ御了承いただくとともに、研修の申込みに当たっては、日程等をよく御確認ください。

13 その他

申込みに当たっては、必要書類に不備（記入漏れ、記入間違い等）のないよう御注意ください。提出書類に不備がある場合は、申込みを無効とします。また、申込み後の書類内容の確認には一切応じません。